

## 京都議定書目標達成計画に掲げられた対策・施策の 2013 年度の進捗状況の点検について

平成 27 年 11 月 18 日(水)

環境省・経済産業省

「京都議定書目標達成計画」（平成 20 年 3 月 28 日閣議決定。以下「目標達成計画」という。）に掲げられた対策・施策の進捗状況については、これまで、同計画に基づき毎年点検を行ってきた。

目標達成計画は 2012 年度で終了したものの、地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、「当面の地球温暖化対策に関する方針」（平成 25 年 3 月 15 日地球温暖化対策推進本部決定）では、「新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することを求めることとし、政府は、地方公共団体、事業者及び国民による取組を引き続き支援することで取組の加速を図ることとする。」としている。

今回の点検は、これらを踏まえ、2013 年度における対策・施策の取組状況を点検するため、従前の方法を踏まえ、目標達成計画に掲げられた対策・施策を対象として行う。

## 【参考】

「当面の地球温暖化対策に関する方針」抜粋(平成25年 3 月 15 日地球温暖化対策推進本部決定)

## Ⅲ. 新たな地球温暖化対策計画の策定までの間の取組方針

地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することを求めることとし、政府は、地方公共団体、事業者及び国民による取組を引き続き支援することで取組の加速を図ることとする。

また、政府は、新たな地球温暖化対策計画に即した新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、現行の政府実行計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することとする。